

西洋における市民社会概念の歴史

平子友長（一橋大学社会学研究科）

A. 問題の所在—二つの市民概念、二つの都市概念

西洋における市民社会概念には、二つの起源に由来する二つの意味系列が存在している。

【二つの市民概念】

1. 第一の系列は、古典古代（古代ギリシア・ローマ）の *societas civilis* に由来する市民社会概念である。幾多の意味変遷を遂げたとはいえ、*civil society* (英), *société civile* (仏), *società civile* (伊) などは、古典古代の *societas civilis* に由来する意味をなお保持している。

しかし第一系列の市民社会概念も、西洋近代における国家 *state* の登場によって根本的な意味変化を蒙り、その結果、多義的な意味を帯びて行く。

ごく大まかに言えば、一六世紀以降、市民社会概念は、

(1) 国家の成立以前の、国家を前提しない、その限り国家と対立する古典的市民社会概念と

(2) 国家の成立を前提し、それに適合するように修正された、最終的には国家と限りなく同義語化してゆく近代的市民社会概念という二重のサブ系列に分岐して行く。

2. 第二の系列は、元来 *societas civilis* とはその意味と由来を異にするドイツ語の *bürgerliche Gesellschaft* に由来する市民社会概念である。

Bürgerliche Gesellschaft は、19世紀初頭ドイツの近代化過程において成立した特殊ドイツ的な市民社会概念であり、公共圏を独占する国家 *Staat* との対抗において「私人としての市民 *bourgeois*」を担い手として形成された公共圏、語源的には形容矛盾であるが「私的な」(=「非政治的な」)市民社会である。

この用法は、ヘーゲルが1821年に公刊した『法の哲学』において「人倫 *Sittlichkeit*」を「家族」、「市民社会」、「国家」に三区分したことによって、それ以降ドイツ語文化圏に定着した。以後、ドイツ語圏においてはごく近年に至るまで、第一系列の市民社会概念の不在の時代が続いた。

ドイツにおいて第一系列の市民社会を表現する用語として *bürgerliche Gesellschaft* と区別して *Zivilgesellschaft* という外来語が登場したのは、ごく最近のことである。

第一系列は政治的社会としての市民社会、第二系列は経済的社会としての市民社会として特徴付けることができる。本講義においては、両者を区別するために、第二系列の *Bürger*,

bürgerlich, bürgerliche Gesellschaft の訳語には角括弧付きの〈市民〉〈市民的〉〈市民社会〉を用いることにする。

【西洋における二つの都市概念】

1. 【政治的都市】第一系列の都市は、政治的都市であり、それは、私的経済的領域（オikos=家）と峻別された公的政治的領域としてのポリスに由来する都市概念である。

ポリスは、同時に家長でもある市民権保持者たちの自治的な政治的共同体を意味した。ポリスは、その構成員の経済的職業を捨象して彼らの自治参与の政治的権利だけに着目した規定であるから、農村にも都市にも存在した。

ギリシアでもローマでも、ポリス（ラテン語では civitas）を構成する市民達の大半は農民であった。政治的都市の形成は、経済的意味における都市化の発展とは関係がない。この意味で西洋近代諸言語がポリスを「都市国家 city state」と訳したことは誤訳であった¹。

2. 【経済的都市】第二系列の都市は、都市と農村との経済的分業を前提にした商業・手工業の中心地としての都市である。日本語の「市（いち）」がこれに対応する。しばしば政治的または宗教的支配者の居城ないし官庁所在地＝「都（みやこ）」の周辺に商人・手工業者が集住して「都市」が形成された。あるいは商人・手工業者が独力で集住して自治都市を形成することもあった。

第二系列の都市の特徴は、周囲の農村から地理的にも区別され、通例、その市域が城壁によって防護されており²、その構成員も非農耕民からなる都市住民（政治的支配者も含め）の組織体であったことである。

西洋の諸言語には、両系列の都市を区別する用語が存在していた。

ギリシア語にはポリス polis とアステュ astu という二つの都市概念が存在していた。前者が政治的都市、後者が経済的都市を表現していた。同様に、ラテン語においては civitas と urbs、英語においては city と town、仏語においては cité と ville、イタリア語においては citta と urbe の区別が存在する³。

¹ ポリス＝「都市国家」という訳語には、二重の誤解が含まれている。

それは、第一に、古典古代のポリスにおいて、あたかも経済的意味での都市化が支配的であったかのような観念を生み出した。

第二に、本質的に一六世紀以降の歴史的制度である国家 state があたかも歴史貫通的に存在していたかのような観念を生み出した。

² 市民を表すドイツ語の Bürger は、語源的には Burg（城塞）の住民を意味していた。これに対応する英語は、borough（城塞）の住民を表す burgher であり、仏語は、bourg の住民を表す bourgeois である。

³ 政治的市民と経済的市民を区別するために、ギリシア語では polites と astos が、ラテン語では civis と urbanus が、英語では citizen と burgher が、仏語では citoyen と bourgeois が、イタリア語では civile（または cittadino）と borghése が存在していた。唯一の例外はドイツ語である。ドイツ語圏においては政治的市民を経済的市民から区別して表現する

【日本における市民社会概念受容史】

日本における市民社会概念の受容史の特殊性は、第一に、bürgerliche Gesellschaft と civil society とを明確に区別する視点を持たず、従って両者ともに市民社会という訳語を充ててきたことであった。

第二に、ドイツ社会諸科学の概念枠組みの圧倒的影響の下に、市民社会の意味内容をまずドイツ語の bürgerliche Gesellschaft の用法から汲み取り、その上で英仏圏の社会諸科学の古典的諸著作における civil society, société civile の用法を、前者に整合的に解釈替えして理解するという手法を採ったことであった。

この手法は、日本の社会学者の間に 1930 年代に確立した。これは、bürgerliche Gesellschaft と civil society との混同の上に成り立つきわめて日本的な市民社会理解であったが、これが日本における経済学史ないし社会思想史研究の基本的パラダイムとしてこれまで通用してきた。

ここから市民社会に関する以下の常識が、日本の社会学者の間に定着した。

その常識とは、第一に、市民社会とは西欧近代社会の歴史的産物であり、すぐれて近代市民社会であるという常識（市民社会＝近代市民社会）であり、

第二に、市民社会とは商品市場の発展を土台として形成された、すぐれて経済的社会（アダム・スミスが「商業的社会 the commercial society」と呼んだところの経済的規定を第一義とする社会）であるという常識（市民社会＝経済的社会）であった。

元来、経済的営為を排除した政治的領域を意味する civil society に対して、市（いち＝市場）の民（たみ）からなる社会を意味する市民社会という訳語を当てたことに、最初の躓きがあった。

【西洋の諸科学・諸思想を学ぶ時の留意点 思想史的考察の重要性】

ヨーロッパにおける市民的公共性をめぐる諸理論が、二千数百年におよぶ市民社会の変遷史を背景に持つ多様な参照点を持つことを考慮するならば、今日欧米に存在する市民社会に関する諸理論を単に現時点で共時的に比較し、その優劣を論じてもほとんど意味がない。重要なことは、現時点であるタイプの市民的公共性の理論を主張することが、西洋における市民社会の歴史のどの時代において成立した概念に依拠しており、いかなる側面に照明を当て、いかなる側面と対決することになるのか、その歴史的コンテクストを、論者自身が正しく理解することである。

その際重要なことは、歴史的に新しく誕生した理論構成・意味づけをそれに先行したもの

ための用語が形成されなかった。ドイツ語の Bürger は、元来は経済的市民を意味していたが、この用語が同時に政治的市民を意味する用語としても用いられた。

よりも「より正しい」とみなす態度を戒めることである。社会諸科学と哲学の諸概念の大半が古典ギリシア・ラテン語に起源を持つことが示すように、彼らは、それらの意味が一八〇度変質するほどの意味変容を遂げているにもかかわらず、自らの政治的生活様式を表現する際にそれらの伝統的用語を放棄しなかったからである。

近現代の政治的経験を伝統的に慣れ親しんできた日常用語によってではなく、主として翻訳語を駆使して表現し、自己了解してきた非西洋的世界の文化との決定的相違が、ここにある。

B. 市民社会の古典的概念

市民社会の古典的概念の形成にあたって決定的役割を演じたものは、アリストテレスの『政治学』におけるポリスの定義であった。

【市民社会の原義はポリス＝政治的共同体】

アリストテレスは、ポリスを「ポリス的－政治的－共同体」(1252a)と定義した。ポリスは、単に生きるのではなく、「善く生きること」を目的として結合した市民たち *politai* の共同体であり、人間の形成するもろもろの共同体の中で最高最善の共同体である。その理由は、このポリス的共同体においてこそ人間の自然本性が完成されるからである。

【人間はポリス的動物】

かくしてポリスは、人間にとって終局目的としての自然である。人間とは、このように自己の自然の完成をめざして努力しつつ、ポリス的共同体の形成をもって完成に至るといふ独特の自然本性を有する動物である。この意味でアリストテレスは、人間を「ポリス的動物 *politikon zoion*」と定義した(1252b-1253a)。従って、この定義によってアリストテレスは、人間が単に社会を形成し、社会生活を営む一個の社会的存在であることを主張したのではなく、人間はその都度の必要性に迫られてさまざまな共同体を形成するよう促されるが、この共同体形成の努力は最高最善の共同体（ポリス）の形成をもって完遂されることを表現したのである。

【市民社会の理念的性格】

市民社会とは、人間の人間としての完成をめざしつつ最高最善の共同体を志向する人間の実践的関心の中から生まれてきた制度であった。従って市民社会とは、特定の時代の歴史的な社会関係ないし制度を客観的に表示する単なる記述概念ではない。市民社会概念は、この言葉に重要な意味を付与してきた人々の実践的関心とそれに基づく現実了解の独特の認識論と切り離しては理解することができない。

【市民社会を規定する認識論】

古典的市民社会概念は、以下の一連の二項対立を構成する一項として（他項ではないも

のとして) 初めて意味を持つ。

(1) 第一に、市民社会は家 oikos との対抗関係において初めて意味を獲得する。

アリストテレスは、オイコスを管理する知識と技術の全体を家政学 he oikomonike、ポリスを管理するそれを政治学 he politike と呼んだ。

家政学と政治学は、市民は同時に家長でもあるという一点で結びついているとはいえ、市民はオイコスの経済的活動を免除されている限りでのみ政治的共同体の成員たりうる点で、決定的に区別されていた。

【自由 eleutheria と必要 (然) 性 ananke の対立】

アリストテレスによれば、家政学は本質的に必要 (然) 性と強制 bia に基づき、奴隷に委託することのできる領域であるのに対して、政治学は本質的に自由人の自由人に対する支配であり、正義に基づく倫理的領域であり、他人に委託することの許されない営為であった (ここで近代における職業的官吏に委託された政治との対照性は明白である)。

【公的なもの koinon と私的なもの idion の対立】

(2) 第二に、アリストテレスは、ポリスとオイコスの対抗関係を「公的なもの」－「私的なもの」および「自由」－「必要 (然) 性」という二つの二項対立に対応させて理解している。つまり「公的なもの」は自由に関わり、「私的なもの」は必要に関わる。

【市民社会の個性】

市民社会とは、

(1) 第一に、家=オイコスを拠点として営まれる経済的共同体ではないという意味で政治的共同体であった (経済的原理とは異質な政治的秩序としての市民社会)。

(2) 第二に、国家という政治装置を必要としない市民たちの自治的政治的結合という意味で、国家 (による政治的統合) とは区別される特殊な政治的社会であった (国家とは異質な政治的秩序としての市民社会)。

(3) 市民社会は、軍事、祭祀、言語を始めとする日常生活における具体的共同性を土台として、その上に自由の領域として独自の政治的共同性を構築しようとする志向を体現する限り、それは「人権」、「国民」などの抽象的概念に基づいて匿名的不特定者を擬制的に一定の政治的秩序に統合する近代国民国家の政治理念とも対立する概念であった。

【補論：イエ的原理によって公共圏も規制される】

イエ関係は、あくまでも私的関係であり、それはイエを超えた公共的関係を編成する原理とはならないという規範が、市民社会に固有な秩序編成原理であった。これが、西洋社会の政治的伝統の基礎となった。

他方、日本では、イエ的關係が親族關係を持たない人々の間を取り結ぶ原理としても機能してきた。公共的秩序も、イエ的秩序を擬制的に拡大することによって組織されてきた。

それを最も代表する制度が、「皇室」である。一つのイエの家長であるにすぎない天皇がそのまま日本国家全体を代表する存在となった。しかし類似の關係は、鎌倉幕府の御家人制度や幕藩体制における徳川家、各藩の大名家にも繰り返された。大老、老中、家老など、本来、イエの内部を監督する者を表現する名称が、そのまま公的機関を統括する役職名としても使用されてきた。

その特徴は、公共的社会の人間關係が、親分・子分などに代表されるように、親族關係になぞらえた上下關係の網の目として構成され、長期に渡る保護・奉仕の關係を通して形成される強固な連帯感情によって支えられる点にある。

明治以降、西洋の法制度が導入され、法制上は、公共的社会はイエとは異なる原理（市民社会の）によって規制されるようになったが、現実の人間關係は、イエ的關係の擬制的適用によって運用されて行く。大企業内部の経営組織、親企業と下請け企業の關係、官庁の縦割り行政と天下り、政權交代のない議会政治（中央と地方、各種利害団体相互の利害調整が一政党の内部で、派閥＝イエのネットワークを通して調整されて行く）などに、イエ的社会的特徴が典型的に現れている。

日本では、従って、政治的秩序とイエ的秩序とを峻別することが難しい。日本の政治において、絶えず「公私混同」の現象が発生する理由も、そもそも公共的社会が、実際には、「私的に」（特別な恩顧關係を結んだ諸個人または諸団体の互惠關係として）運営されているからである。しかし、バブル崩壊と經濟のグローバル化の急速な進展の下で、こうしたイエ的な組織運営手法はもはや維持しがたくなってきた。

C. 市民社会概念の変質 その一 ステイトの登場による政治概念の変質

市民社会概念は、近世ヨーロッパにおけるステイトの登場と共に重要な変質を蒙ることになった。ステイトは、西欧における絶対主義の成立と共に形成された独特な政治的支配のタイプを表示する歴史的な概念である。

【マキアヴェッリ ステイトの到来の告知者】

ステイトは、マキアヴェッリ (Niccolò Machiavelli 1469-1527) によって初めて西洋政治思想の中に導入された概念である。マキアヴェッリは、自由で平等な市民たちの水平的な政治的結合をモデルとする市民社会型政治理論に対して、そのような政治的共同性を一切必要としない政治的秩序形成の在り方をスタート stato と呼んだ。これは、ラテン語の status に由来するイタリア語で、元来は、「状態、状況」を意味する。これが後年、国家を意味す

る西洋諸語 (state, État, Staat etc) に変わって行く。

【ステイトの意味】

ステイトとは、有能な支配者（これが君主 il princepe）が配下の支配機構を動員して強制力を行行使し、主として住民の支配者に対する恐怖心に依拠してとりあえず「平和な」政治的秩序を形成するという政治的構想を意味した。

スタートがもたらした西欧の政治理論上の革命は、主として以下の点にあった。

（1）【擬制的な市民社会としてのステイト】

第一に、単一の支配者（の強制力）に対する住民の恐怖心を普遍化し、このように武装解除された住民に対して支配者が統一的な手法で支配を行行使することによって、事後的にある種の擬制的な「政治的共同体」（支配者と被支配者を包含する言語、宗教、文化の次元での共同性を一切前提としない）を構築することが可能であることを発見したことであった。

（2）【近代的個人の析出】

第二に、ステイトの構築は、伝統的な市民社会の土台をなしており、かつスタート型支配に対する抵抗の拠点でもあったいわゆる中間諸団体を解体し、彼等をばらばらの諸個人に分解する過程を随伴したことであった。

ここに一切の共同体的束縛から解放された近代的個人が成立する。近代個人主義はスタートによって作作的に創出された思想形態であった。他方、市民社会は、元来、個人主義を必ずしも前提としてはいなかった。

（3）【職業としての政治の誕生】

第三に、政治的権力の行使が支配者の権力機構に集中するに伴い、政治は次第に専門的職業集団による政治となっていった。これがウェーバーのいう「職業としての政治」の成立である。これに対して市民社会の政治は、本質的に非職業人による政治であった。

（4）【市民社会の脱政治化の開始】

第四に、政治が専門的政治集団（広義の官僚たち）の手中に吸収されると共に、市民社会は次第に脱政治化されてゆく。政治的機能を国家に吸収された市民たちに残された機能は、自己保存すなわち経済的活動に邁進することだけになった。

こうしてステイトの導入は、政治概念を決定的に変質させると共に、国家と社会という新しい二元論を生み出し、これが政治と経済の二元論と重ね合わされて、一九世紀以降、西欧近代の社会理論の基本的枠組みを形成することになった。

（5）【政治の脱倫理化】

第五に、ステイトによる政治も、古典的市民社会とは違って、「善く生きる」という倫理的な目的を追求することをやめ、平和を維持し、住民の経済的活動に奉仕するという経済

的活動を本業として営まれるようになった(ポリス概念の変化)。

こうして政治が手段的性格を全面に押し出してくると共に、政治の自己目的性および倫理性を根拠として成り立っていた伝統的市民社会における政治と経済の二項対立は、次第に意味を失っていった。

【ホッブズによる新しい市民社会概念の導入 自然状態と対置される市民社会】

ホッブズ (Thomas Hobbes 1588-1679) 以降、市民社会概念は、自然状態と対比させて、社会契約を通じて主権者が設定され、政治的統治が確立し、その結果、戦争状態が克服され、生命と所有に対する安全保障が確立された状態を表現する概念として使用され始める。

従って、ホッブズにとっては、市民的状态 civil state、市民社会 civil society、市民的統治 civil government、市民的権力 civil power などの諸概念は、すべて自然状態に対置される同義概念である。ここに国家と等置される市民社会概念が初めて成立した。

「市民的状态 Civil States の外部では、常に各人の各人に対する戦争が存在する。」
(Hobbes 1968, p.185 訳 1、210 頁)。

「扇動的な学説の一つは、『各私人が善悪の諸行為の判定者である』という説である。これは、市民法 Civil Lawes が存在しない全くの自然状態 the condition of meer Nature においては、真であり、また市民的統治の下にあっても、法によって決定されていないような事例においては、真である。しかしそれ以外の場合においては、善悪の諸行為の尺度は市民法であり、その判定者は立法者 the Legislator であり、立法者は常にコモンウェルスの代表である。・・・市民社会に反するもう一つの学説は、『人が自分の良心に反して行うことはすべて罪である』という説である。」(Hobbes 1968, p.365-366 訳 2、242 頁)。

D. 市民社会概念の変質 その二 オイコス崩壊、家族とポリティカル・エコノミーの登場

【オイコス=家の家族と経済への分解】

ステイトの登場は、政治的機能を独占した国家と脱政治化された社会という近代的な二元的状況を生みだしつつあったが、同時に脱政治化された社会の内部でも決定的な変化が生じた。

それは、経済的活動を一手に引き受けていたオイコスが分解し、経済的活動はオイコスの枠を越えて、ポリス規模で遂行されるものと観念されるようになったことであつた(ポリス的オイコス=political economy の成立)。

他方で、経営体としての家から経営的機能が剥奪されて(家政と経営の分離)、消費共同

体を基本的性格とする家族が成立しつつあったことであった。ここで家族とは familia, family, famille, Familie などの訳語である。家族はわざわざ近代家族と言うまでもなく、近代的概念である。

【ポリティカル・エコノミーの成立】

ポリティカル・エコノミーは、ジェイムズ・スチュアート (James Denham Steuart 1713-1780)、デイヴィッド・ヒューム (David Hume 1711-1776) やアダム・スミス (Adam Smith 1723-1790) らによって学問世界に導入された概念である。これによってポリスーオイコス の二項対立図式の上に成立していた市民社会は、重大な意味変質を蒙るようになった。

【文明化概念の登場】

市民社会という用語と並んで、**文明化 civilization** ないし**文明化された社会 civilized society** という概念が、登場するようになった。後者は、商品生産と分業に基づく生産諸力の上昇の結果として人々の生活様式が次第に富裕となり、洗練されてゆく過程を表示する経済学的概念であった。

ここに civil という用語を、(1)非政治的な意味で、主として経済的社会の特殊な発展段階を表示する概念として使用する全く新しい用法が生み出されると共に、(2)civil という用語が西欧近代のメルクマールとして使用される時代が開始された。

【アダム・スミスにおける civil society と civilized society】

とはいえアダム・スミス自身は、「文明化された社会 civilized society」と「市民社会 civil society」を厳密に区別していた。

(1) 【市民社会 civil society】

スミスは、市民社会を正義の原理の貫徹する社会という意味であくまでも政治的社会と理解していた。その意味でスミスもまた、ホッブズ以降の市民社会概念すなわち国家と等置された政治的社会としての市民社会という理解に忠実であった。

「正義の侵害は、人々が互いに甘受しようとはしないものであるから、公共的為政者 the public magistrate は、この徳〔正義〕の実行を強制するために、コモンウェルスの権力を使用する必要に迫られている。こうした予防措置が取られなければ、市民社会は流血と無秩序の舞台となり、各人は、自分が侵害されたと想像するたびに、自分の手で復讐をするようになるであろう。各人が自分自身に対して正義を行うことに伴う混乱を防止するために、為政者は、彼等の政府がかなりの権威を獲得するようになるやいなや、万人にたいして正義をおこなうことを引き受けるのである。」(『道徳感情論』Smith 1976, p. 340 訳 下、397-398 頁)。

ここでも市民社会は、各人が権利の侵害に対して各自的に報復する状態（自然状態）と対比的に、「公共的為政者」が設立され、彼等が「万人にたいして正義をおこなうことを引き受ける」状態と理解されている。

「ホブズ氏は良俗のひとつの体系を樹立しようと努め、これによって人々の意識を市民的〔政治的〕権力 civil power に服従させようとした。この良俗の体系は、為政者の意志を行動の唯一の正当な規則と見なした。ホブズ氏によれば市民社会の設立 the establishment of civil society 以前には人類は戦争状態にあった。そして自然状態の害悪を避けるために、人々は、一切の争論を裁決する一人の共通の主権者に従うという契約を結んだのであった。氏によれば、主権者の意志への服従こそが、市民的統治を構成した constituted civil government・・・。」(Smith 1978, p. 397 訳 19-20 頁)。

ここでは、「市民社会の設立」とは「市民的統治を構成」することであり、これは、単一の主権者の意志にすべての人々が服従する契約を結ぶことであり、このことはまた「市民的〔政治的〕権力」を設立することと言い換えられている。

「法 law の四大目的は、正義 Justice、民政 Police、公収入 Revenue、軍備 Arms である。正義の目的は、侵害からの安全保証である。そしてこれが市民的統治 civil government の基礎なのである。民政の目的は、商品の安価、公共の安全および清潔である。」(ibid. p. 398 訳 23 頁)。

【民政・内務 police の登場】

スミスの「市民的統治」は、政治的国家を表示する概念であるが、しかし「市民的統治」の設立目的の中にすでに、従来の政治的公共体が担当しなかった仕事が入り込んでいる。それは、ネイションを構成する国民一人一人の生活水準を向上させ、富裕化を増進させるための様々な政策であり、それらは一括してポリスと総称されている。

本来、オイコス的外部にあってオイコスの仕事（生活の必要の充足）とは異なる倫理的目的（自由）を実現するために設立されたポリスが、今では、安価な商品を潤沢に供給すること、都市を清潔にすることなど、「共通の主権者」に服従する市民達の生活要求に応える政策体系の呼称に転化してしまっている。

「ポリスという名前はフランス語で、元来は、ギリシア語のポリーテイア〔政体〕 $\pi\omicron\lambda\iota\tau\epsilon\iota\alpha$ に由来する。ポリーテイアは、正しくは、市民的政府〔統治〕の政策を意味していたが、それが今では統治の下位諸部分すなわち清潔、安全保障および低価格ないし豊富を意味するに過ぎない。」(Smith 1978, p. 486 訳 261 頁)。

本講義では、ポリス Police に「民政」という訳語を充てた。

『広辞苑』によれば、民政には（一）「人民の生活に関する政務。国民を直接の対象とする政治」、（二）「君政（君主制）に対して、民主政治」、（三）「軍政に対して、文官による政治」の三つの意味が挙げられているが、本稿のポリスは（一）の意味に近い。岩波文庫版

訳者の水田洋は、これを「生活行政」と訳している。

ホッブズにおける国家は、本質的に構成員の生命と所有の安全保障だけを顧慮する統治であった。ところがスミスの国家は、それに加えて構成員の経済的富裕化をも本質的な目的として追求する。

筆者は、民政が統治目的に入ってくることをメルクマールとしてステイトはネーション・ステイトへ転化したと考えている。ネーションは、ナショナリズムの成立に先行して、上からの民政的行政の対象者＝受益者を表示する集団概念として成立したのである。

【文明化された社会 civilized society】

「一国の富裕を増加させるものは分業である。文明化された社会 a civilized society においては、確かに分業が行われているけれども、平等な分割というものは存在しない。というのも、全く労働しないかなりの人数の人々が存在するからである。富裕の分割は、仕事に対応してはいない。商人の富裕は、彼の事務員全員の富裕よりも大きい。商人はかれらより少ししか働かない。・・・室内で気楽に働く職人は、休憩時間も与えられず重い足取りであちらこちらこきつかわれるあわれな労働者よりも、はるかに多くを得ている。こうして、いわば社会の重荷を担っている者が、最も少ない利益しか受け取っていないのである。」(ibid. p. 489f. 訳 271 頁)。

スミスにとって「文明化された社会」とは、

第一に、分業の導入によって生産諸力が向上し、富裕が社会全体に行き渡った社会のことであった。しかし、

第二に、この社会においては、富裕の分配は「仕事に対応」しておらず、その結果、「社会の重荷を担っている」最底辺の労働者に最も不利益となるような不平等な分配が支配的である。にもかかわらず、

第三に、最底辺の「日雇い労働者」の生活水準さえも、文明化されていない社会におけるどの首長たちのそれをも凌駕している、そういう社会のことであった。

「労働が分割されていない文明化されていないネーションにおいては、人類の自然的欲求が必要とするすべてのものが与えられている。しかしネーションが文明化され、労働が分割されるようになると、もっと豊かな生活資料がかれらに割り与えられるようになる。このために、ブリテンの普通の日雇い労働者のほうが、彼の生活様式において、ひとりのインドの主権者 an Indian sovereign よりも、贅沢な暮らしをしている。」(Smith 1978, p. 489 訳 269 頁)。

E. カントにおける市民社会の世界市民社会への拡大

カント Immanuel Kant (1724-1804) は、「理性の公共的使用」と「世界市民的体制」という概念を提示することによって、同時代の国民国家を相対化し、それを批判する視点を市民社会論として具体化することができた。

【啓蒙とは何か】

カントは1784年以降、同時代の政治的諸問題に積極的に発言し始める。この年に発表された「啓蒙とは何か」は、次の有名な一文から始まる。

「啓蒙とは人間が自ら招いた未成年状態から抜け出すことである。未成年状態とは、他人の指導なしには自分の悟性を使用する能力がないことである」(Kant 1977a, S. 53 訳 25 頁)。

そしてこの「啓蒙」を実現するためにカントが要請したものはただ一つのこと、すなわち「あらゆる事柄について自分の理性を公的に使用する自由」(Kant 1977a, S. 55 訳 27 頁) のみであった。

【理性の公共的使用】

「自分の理性の公的使用は、常に自由でなければならず、これのみが人々の間で啓蒙を実現させることができる。…さて私は、自分自身の理性の公共的使用を、ある人が読者世界の公衆全体を前にして学者として理性を使用することと解している。私が〔理性の〕私的使用と名づけるものは、ある人が彼に委託された市民〔公民〕としての地位または職務において許容される理性使用のことである。ところで公共体の関心事となる諸業務には一定の機構が必要であるものがあり、これによって公共体の若干の成員たちはもっぱら受動的な態度をとらざるをえない。…後者の場合には、議論することはもちろん許されず、服従しなければならない。しかし、機構に属する同じ成員たちが、〔機構の一員であると〕同時に自らを一つの公共体全体 ein ganzes gemeines Wesen の成員、それどころか更に、世界市民社会 Weltbürgergesellschaft の成員と見なすかぎりは、従って書物を通して本来の意味における公衆に語りかける学者の資格においてそうするかぎりは、かれらは議論することが許される。」(Kant 1977a, S. 55f. 訳 28-29 頁)

【カントはなぜ世界市民社会を提唱したか？ 『永遠平和のために』 1795】

「われわれの大陸〔西洋大陸〕の文明化された諸国家とりわけ商業を営む諸国家が、よその土地や民族を訪問（訪問とは、彼らにとっては、訪問先の土地や民族を征服する

ことと同じ事だと見なされている) する際に示す不正行為は恐ろしい段階に達している。アメリカ、黒人諸国、香料諸島、喜望峰などを発見した時、彼らはそれらを誰のものでもない土地と見なした。なぜなら彼らは土地の住民たちを無と見なしたからである。」(Kant 1977b, S. 214f.)。

これを正当化する理論（これを「無主の地 *terra nullius*」論と言う）を提供したものがロック John Locke 1632-1704 の『統治論』(Two Treatises of Government 1690) であった。

ロックは、教科書では、労働による所有権を基礎付けた人（誰でも労働すれば所有者になれる）と言われているが、事實は、その逆であった。

なぜなら労働によって所有できるものは、狩りの獲物や果実などの収穫物だけであって、土地所有権は生じない。ロックによれば、合理的な農業だけが土地所有権を成立させることができた（「合理的」という但し書きを付けたのは、粗放で原始的な農業は、土地所有から排除されているからである）。この定義によって西洋以外のあらゆる大陸が「無主の地」と定義された。この定義は、その後、西洋の国際法の原理に採用され（18世紀以降）、西洋人による先住民の駆逐と土地略奪を正当化する論理となった。

【カントは清朝中国と江戸幕府の鎖国政策を支持した】

「だから中国と日本が、そのような〔極悪非道な〕客人たちを試した上で、以下の措置〔鎖国政策〕を取ったことは賢明であった。」 (ibid. S.215-216)。

【世界市民法 現実政治を批判する理念】

カントの世界市民社会の提唱の主題は、西洋の国際法の名において正当化されている西洋諸国民による植民地拡大を、国際法よりも上位に立つ原理を理念的に設定することによって告発し批判することにあつた。

「ところが今や、地球の諸民族の間の共同関係 *Gemeinschaft* がひとたび至る所に拡大されてしまい、その結果、地球のある一つの場所における権利〔法〕の侵害があらゆる場所において感じられるまでに発展したからには、世界市民法の理念は、空想的で突拍子もない法観念などではない。公共的な人類法のための法典、従ってまた永遠平和のための法典は、国法にも国際法にも未だ書き記されていないが、世界市民法の理念はこの書かれざる法典を補うものとして不可欠なのである。この条件〔世界市民法の理念を承認するという条件〕を受け入れない限りは、人は永遠平和に向かって絶えず接近しつと得意になることは許されない。」 (ibid. S. 216f.)。

西洋文明諸国人による権利の侵害を受けながら、西洋の国際法の枠組みから排除され、侵害の是正を訴えるべき実定法制度を持たない非西洋諸大陸の先住民たちの奪われた権利を回復するために、彼らの権利を保護するための実定法が確立するまでの期間、「世界市民法の理念はこの書かれざる法典を補うものとして不可欠なのである」、これがカントの

最晩年（71-73 歳）の思想であった。

カントの「世界市民社会」論は、グローバル化が進行する現代社会においてますますその市民社会論としての重要性と輝きを増してきていると言える⁴。

F. ヘーゲルによる〈市民社会〉bürgerliche Gesellschaft 概念の導入

ドイツ語の Bürgerliche Gesellschaft を市民社会の訳語から〈市民社会〉へと転換させた功績は、ヘーゲル Georg Wilhelm Friedrich Hegel (1770-1831) に帰せられる。

ヘーゲルの『法哲学』(1821) の革命的意義は、西欧近代社会に進行していた市民社会の意味喪失過程を、そしてそれに代わって政治的国家—ポリティカル・エコノミー—家族という新しい三項的状况が成立してきた過程をほとんどリアル・タイムで理論化し、それを『法哲学』第三部「人倫 Sittlichkeit」の三部構成に具体化した点に求められる。

ヘーゲルの『法哲学』における bürgerliche Gesellschaft は、市民社会 civil society ではなく、ポリティカル・エコノミーの成立下における〈市民社会〉を意味している。

「〔考察の〕対象は、〔抽象的〕法においては人格、道徳的立場では主体、家族では家族成員、〈市民社会〉die bürgerliche Gesellschaft では一般に〈市民〉Bürger (*bourgeois* としての)である…。」 (§ 190 Anm., Hegel 1970, S. 348)

「諸個人は、この外的国家の〈市民〉Bürger としては、自分自身の諸利益を目的とする私的諸人格 *Privatpersonen* である。」 (§ 187, *ibid.* S. 343)

【市民＝シトワイヤンの否定】

ヘーゲルが『法哲学』において主題としたものは、市民＝シトワイヤンを登場させない〈市民社会〉—国家の理論であり、そのことによって市民社会概念を近代社会の政治理論から放逐することであった（ヘーゲルのこの企図は、少なくともドイツ語圏—および日本—においては実現された）。

【国民とは自分が何を欲しているのかを知らない人々のこと】

「普通の意識〔常識〕が、議会 Stände の同意を得ることの必要性和有用性についてさしあたり通例抱いている観念は、とりわけ次のようなものだ。国民 das Volk から選ばれた代議士たちは、それどころか国民でさえも、国民の福利 sein Beste に役立つものは何かを最も良く理解しているに違いないという観念、そして国民は、この福利に対して疑いもなく最善の意志を持っているという観念である。ところが第一の観念に関し

⁴カントの世界市民社会概念の政治的意義については、平子（2005）を参照。

て言えば、実情はむしろ逆であって、国民とは、この言葉が一つの国家の構成員のある特殊な部分を言い表す時には、自分が何を欲しているのかを知らない部分のことを表しているのである。人が欲するものを知ること、ましてや、即かつ対自的に存在する意志である理性が欲していることを知ることは、深い認識と洞察の果実なのであって、こういうことは国民の本分ではないのだ。」（§ 301 Anm. Hegel 1970, S. 469f.）

【国家官僚制に対する信頼】

これに対して「国民の福利・・・を最も良く理解している」社会層としてヘーゲルが最も信頼を寄せているのは、「最高位の国家官僚たち」であった。

「最高位の国家官僚たち die höchsten Staatsbeamten のほうが、国家の機構や要求の本性についてより深く、かつより包括的な見識を必然的に備えているとともに、これらの職務に関するより大きな技能と習慣を必然的に備えており、議会がなくとも彼等は、最善のことをなすことができる。・・・議会以外の国家諸制度のうちには、公共的福祉と理性的自由の保障が議会よりもはるかに強力に存在するのである。」（§ 301 Anm. ibid. S. 469f.）

【議会の存在理由】

「それゆえ議会本来の概念規定は、普遍的自由の主観的契機すなわち＜市民社会＞と呼ばれた領域自身の洞察と意志とが、議会という形で国家との関連において存在するに至るという点に求められなければならない。」（§ 301 Anm. ibid. S. 471）

議会の役割は、「＜市民社会＞と呼ばれた領域自身の洞察と意志とが、議会という形で国家との関連において存在するに至る」というただこの一点に見出される。＜市民社会＞を代表する契機である「普遍的自由の主観的契機」が、議会制度のお陰で、国家の中にしかるべき居場所を持つことが、ヘーゲルにとって重要なのである。

「議会の本来の意味をなすものは、国家が議会を通して国民の主観的意識の中に入り込んで行くとともに、国民が国家に関与し始めることである。」（§ 301 Zusatz, ibid. S. 471）。

「議会という制度は、議会を通して国家の案件がそれ自体として an sich最も良く審議され決定されるという使命をもつわけではない。この面については議会という制度は付足しにすぎない。」（§ 314 ibid. S. 482）。

【＜市民＞たちは私的身分として政治に参加する】

「普遍的身分、より詳しくは統治の勤めに献身する身分は、自らの使命において直接に、

普遍的なものを自分の本質的な活動の目的としなければならないが、〔これに対して〕立法権の議会的要素においては、私的身分が一つの政治的意義と政治的働きとを獲得するに至るのである。」 (§ 303 *ibid.* S. 473)。

『法哲学』においては、「普遍的なものを自分の本質的な活動の目的としなければならない」のは「普遍的身分」(官僚、軍人、裁判官)だけである。

〈市民〉が「私的身分」(ブルジョワ)のまま「政治的意義と政治的働きとを獲得する」ことの結果として、立法府には〈市民社会〉における経済的諸身分の区別がそのまま持ち込まれる。すなわち「実体的身分」(土地貴族)は上院に、「反省的身分」(商人、製造業者、手工業者)は下院にそれぞれ配置される。

【国民はシトワイヤンとして行動してはならない】

「フォルク〔民衆、人民、国民、民族など様々な意味を持つ〕を個々人としての多数の人々と理解することが世間では好まれているが、多数の人々とは…一つの定形を欠いた大衆にすぎない。彼等が運動と行為にたちあがるとすれば、それは、まさに彼等が定形を欠いているが故に、ひたすら解体的であり没理性的であり野性的で恐怖すべきものとなるであろう。」 (§ 303 *Anm. ibid.* S. 473)

【国会議員は各業界の代表として業界ごとに選出されるべきだ】

「代議士が代表者と見なされる場合、このことが一つの有機的に理性的な意味を持つのはただ、代議士が個々人の代表者、多数の衆の代表者ではなく、〔〈市民〉〕社会の本質的諸領域の一つの代表者…である場合だけである。」 (§ 311 *Anm. ibid.* S. 480)

各職業団体の構成員が、自分たち団体の特殊な要求、特殊な利害に精通しているリーダーを代議士として選出し、議会に派遣するのであるから、「選挙することは、そもそも余計なことであるか、私見と恣意とのとるに足らない遊びに帰着する」 (§ 311 *ibid.* S. 480)。

【業界の団体精神が国家精神と結合されることによって愛国心が生まれる】

「団体精神 *der Korporationsgeist* は、それが国家のもとに〔団体の〕特殊な諸目的を維持する手段を持つことによって、団体精神としてありながら同時に国家精神 *der Geist des Staats* へと転化する。これこそが、〈市民〉たちの愛国心の秘密なのである。つまり〈市民〉たちは、国家が市民たちの特殊な諸領域およびそれらの権限、権威と福祉とを維持してくれるが故に、〈市民〉たちが国家を自分の実体として知るという面からして、〈市民〉たちは愛国心を抱くようになるからである。」 (§ 289 *Anm. ibid.* S. 458)

「団体精神」を多少洗練して、これをそのまま「国家精神」へと昇格させること、これがヘーゲルが〈市民〉たちに要求したことのほとんどすべてであった。〈市民〉たちは議会

においても自分が所属する職業団体の利害代表者として行動すればよい。国家が職業団体のあくまでも特殊な利益の維持のために腐心する姿を目にすることによって、〈市民〉たちはブルジョワとして「愛国心」を抱くようになる。

G. 市民社会を現代に活かす試み アントニオ・グラムシ

【アントニオ・グラムシ Antonio Gramsci 1891-1937】

サルディーニャ島（イタリア）で生まれ、トリノ大学で言語学を専攻。在学中に社会主義運動に参加し、トリノの工場評議会運動に指導的役割を果たす。1921年イタリア共産党の創立にかかわり、1922-1923年コミンテルン執行委員としてモスクワで活動、1924年イタリア共産党の国会議員に選出されるが、1926年（国会議員不逮捕の法令があるにもかかわらず）ムッソリーニによって逮捕され、以後、1937年死の直前まで獄中生活を余儀なくされた。獄中で書き続けられた『獄中ノート』（29冊）は戦後公刊され、マルクス主義のみならず戦後の社会諸科学と社会思想に大きな影響を与えた。

「ヘゲモニー *egemonia*」「フォーディズム *fordismo*」「サバルタン *subalterno*」などの用語は、グラムシ『獄中ノート』に由来する。

『獄中ノート』のキイ・ワードが市民社会であった。

1. 【二つの市民社会概念の峻別】

グラムシは、市民社会 *la società civile* と〈市民社会〉 *la società borghese* とを区別している。彼はドイツ語の *bürgerliche Gesellschaft* の訳語としては〈市民社会〉 *la società borghese* という訳語を用いている。

彼は、市民社会を上部構造 *superstruttura* o *sovrastuttura*（政治、文化、イデオロギーの領域）に、「市民社会」を土台 *struttura*（経済的諸利害関係の領域）に含めている。

2. 【市民社会と国家の均衡としての政治的社会】

さらにグラムシは、上部構造を市民社会と国家という二つの階層に区分した。

「《市民社会》とは、俗に《私的》と呼ばれている諸組織の総体のことである……。二つの階層はそれぞれ [前者が] 支配的グループが社会全体に及ぼす《ヘゲモニー *egemonia*》の機能に、[後者が] 国家および《法的統治》という形で表現される《直接的支配 *dominio diretto*》ないし命令 *comando* の機能に対応している。」(Q12 § 1, Gramsci 1975, Vol. 3, p. 1518-19.)。

グラムシは、政治的社会を国家と市民社会との均衡として把握している (Q6 § 88)。

3. 【知的道徳的ヘゲモニーの働く場としての市民社会】

市民社会は、政治的行動が展開される場面として上部構造に属するが、それは土台において発生する相対立する経済的諸利害相互の錯綜した関係を解釈し、それを政治的諸政策および諸理論へと翻訳する媒介機能を有している。

グラムシは市民社会のこの媒介機能を、「客体から主体への移行」または「必然から自由への移行」として把握し、この機能を「カタルシス」と名付けている(Q10 § 6)。

ヘゲモニーとは、経済的利害、政治的立場、宗教的信念などを異にする人々を説得し、相対立し合う諸個人や諸集団の間に妥協を作り上げ、それらを一つの公共的意志や政策にまでまとめ上げる能力および行動を意味する。それは、法令や強制手段により<有無を言わず>自己の意志を押し付ける政治（国家による政治は、このような強制による政治である）ではなく、公開の場で継続的に討論を繰り返すことによって達成される<説得・妥協・同意>による政治である。ヘゲモニーは、その意味で、単なる政治技術ではない。

グラムシにとって市民社会とは、自己の所属する経済的諸集団の経済的諸利害に制約され、諸利害の分配や調整だけを目的とする政治を克服して、政治を自由な主体による一つの倫理的行為にまで昇華させることを可能にする社会的場のことである。

ここから政治を必要悪としてではなく、一つの公共的文化の創造の問題として捉える構想が生まれてくる。

4. 【政治社会の市民社会への再吸収】

以上の構想からグラムシは、マルクスによって提起された「国家の終焉 la fine dello Stato」の問題を、「政治社会の市民社会への再吸収 il riassorbimento della società politica nella società civile」の問題として再定式した((Q5 § 128)。

これは、政治を公的機関による業務から市民たちの自治的な運営に取り戻し、国家機関の作動領域を縮減することをめざす努力とすることができる。

この再吸収は、到達目標というよりは、むしろ市民たちの不断の文化的道徳的な運動過程と見なされている。グラムシはこの運動を「調整された社会 la società regolata」と呼び、それはまた「倫理的な国家 Stato etico」ないし「市民社会」と言い換えられている(Q6 § 88)。

5. 【政治における倫理性の回復】

近代において支配的となった<市民社会>対国家の二項対立図式の中で倫理性を喪失していった政治的営為(必要性=受動性の政治)に再び倫理性と文化性を与えることを市民社会論の課題としたグラムシの構想の内に、われわれは古典的市民社会概念の再生を読みとることができる。

H. 日本における市民社会の政治文化の不在

市民社会を<市民社会>として受容したことは、結局、市民社会の政治文化を否定ない

し過小評価することを意味した。逆に、日本における政治文化が、ヘーゲルが描いた＜市民社会＞・国家と親和的であったことが、日本における市民社会研究がもっぱら＜市民社会＞研究としてのみ展開されたことの社会的背景をなしていた。

【イエと経済の論理の支配する社会】

市民社会とは、公共的社会をイエの論理とも経済の論理とも異なる仕方で構成しようとする思想・文化・運動を意味する。

日本において市民社会思想の未定着という問題は、結局、日本の政治や公共的空間がイエと経済的利害（打算）によって動かされているという問題と表裏の関係にある。

官僚の天下り問題、公共事業における談合問題、税金が不正な公共事業や政治献金として還流する構造、企業の不祥事と企業倫理の不在、不正経理や不正隠蔽、これらは、すべてイエ（経済）関係と異質な関係として公共的关系を規制するという文化の不在を意味する。日本では、より上位の「私」に奉仕することが「公」と観念され、上位の「私」はそれに対して（奉仕した人だけに）経済的利益供与でもって報いなければならない。法律は、すべての国民に普遍的に適用されるから、「私人」に奉仕した人々だけに経済的利益を還元するためには、複雑な裁量的政策的手法が用いられる。

西洋諸国と異なって戦後の日本に福祉国家制度が制度的に定着しなかった理由も、ここに理由がある。大企業の系列関係、ゼネコンや公共事業の系列、自民党の各種後援会諸組織などに組み込まれないと、経済的福祉の恩恵に預かることができない。バブルの崩壊と大企業の福祉政策力量が大幅に縮減されることによって、この問題が一举に「格差社会」問題として吹き出してきた。

【説得する能力が重視されない社会】

市民社会は、説得・妥協・合意を通して＜強制力を行使しないで＞公共的意志を形成する能力・文化・モラルのことであった。そこでは、報告書や論文などで自分の見解をきちんと文章化する能力、あるいは会議や集会など公開の場所で自分の意見をきちんと表明することのできる能力が何よりも重視される。市民とは、こうした能力を備えた人のことを言う。

市民社会の伝統の定着している国々では、教育とりわけ高校・大学教育の最大の眼目は、こうした文章作成能力、プレゼンテーション能力の形成に置かれる。文章作成や演説の能力のない人は、エリートとして昇進することができない。とくに政治家や議員になることができない。

他方、市民社会文化の希薄な国々では、政治的意志の形成は、非公開の場で行われる（根回し）。根回しの場では、親分・子分、先輩・後輩などの私的な上下関係にあるものが集い、合意形成に当たっては、論理的説得よりも、利益供与と仲間（うちわ）意識が決定的役割を果たす。正式の会議の場は、事前に決定されている事柄を形式的に裁決するだけの場となり、会議での議論はほとんど意味を持たない（少数意見を持つものに発言の機会を与えて、いわゆる「ガス抜き」をする）。

学校教育や各種入学試験においても、論文作成能力や討論能力の有無は重視されず、ひ

たすら事実や専門用語などを羅列したいいわゆる「箇条書き」の知識の多さが重視され、この暗記能力に秀でた人が政官財のトップに昇進してゆく。

こうしたイエ社会ともいうべき日本の政治文化は、一步国境を超えれば何の役にも立たず、公開の会議の場面で交渉相手を説得する能力に欠ける日本の政治家、官僚、企業家は、国際会議において、しばしば不信と軽蔑の対象となる。

グローバル化が急速に進展する中で、市民社会的文化・モラルの形成をなおざりにしてきたことの負債が一举に深刻化してきている。

いわゆるグローバル・スタンダードとは、企業の国際競争力のことだけではない。「国際競争力を身につけて金力さえ備えれば、それは言論による説得力に勝る」という（日本人に絶大な説得力を持つ）考え方それ自体が、国際社会においてはしばしば、日本に対する不信を交渉相手の人々に抱かせる。

参考文献

- Aristotle (1977), *Politics. The Loeb Classical Library*, Cambridge
- Bernstein, Eduard (1977), *Die Voraussetzungen des Sozialismus und die Aufgaben der Sozialdemokratie. Internationale Bibliothek Bd. 61*, Dietz, Bonn-Bad Godesberg
- Gramsci, Antonio (1975), *Quaderni del carcere, 4 volumi*, Torino.
- Hegel, G. W. F. (1969), *Jenenser Philosophie des Geistes. [1805/06.]* In: Hegel, G. W. F., *Jenaeer Realphilosophie*. Hrsg. von Hoffmeister, Johannes, Felix Meiner, Hamburg
- Hegel, G. W. F. (1970), *Grundlinien der Philosophie des Rechts oder Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse (1821)*, *Werke, Bd. 7*, Suhrkamp Frankfurt am Main.
- Hobbes, Thomas (1968), *Leviathan*. edited by C. B. Macpherson, The Pelican Classics, Penguin Books New York. ホッブズ (1982-1992) 『リヴァイアサン』岩波文庫、全四巻、水田洋訳、岩波書店
- Kant, Immanuel (1977), *Die Metaphysik der Sitten*. In: *Immanuel Kant Werausgabe, Bd. 8*, Suhrkamp, Frankfurt am Main. イマヌエル・カント (2002) 『人倫の形而上学』樽井正義・池尾恭一訳、『カント全集』第11巻、岩波書店
- Kant, Immanuel (1977a), *Beantwortung der Frage: Was ist Aufklärung?* In: *Immanuel Kant Werausgabe, Bd. 11*, Suhrkamp, Frankfurt am Main. イマヌエル・カント (2000) 「啓蒙とは何か」(福田喜一郎訳)、所収『カント全集』第14巻、岩波書店
- Kant, Immanuel (1977b), *Zum ewigen Frieden. Ein philosophischer Entwurf (1795)*. *Werkausgabe Bd. 11*, Suhrkamp Frankfurt am Main. カント (二〇〇〇) 「永遠平和のために」遠山義孝訳、所収『歴史哲学論集』カント全集第一四巻、岩波書店
- Locke, John (1970), *Two Treatise of Government*. Everyman's Library, London. ロック (一九六八) 「統治論」宮川透訳、『世界の名著 第二七巻』中央公論社
- Marx, Karl (1970), *Das Kapital, Dritter Band (1894)*, *Werke, Bd. 25*, Berlin.
- Marx, Karl (1980), *Zur Kritik der politischen Ökonomie Erstes Heft (1859)*, *MEGA II-2*, Berlin.
- Marx, Karl (1981), *Ökonomische Manuskripte 1857/58*, *MEGA II-1-2*, Berlin.
- Karl Marx, Friedrich Engels und Joseph Weydemeyer (2004), *Die Deutsche Ideologie*. Bearbeitet von Inge Taubert et al. In: *Marx-Engel-Jahrbuch 2003*, Akademie Verlag, Berlin 2004
- Riedel, Manfred (1969), *Studien zu Hegels Rechtsphilosophie*, Suhrkamp, Frankfurt am Main. マンフレッド・リーデル (1976) 『ヘーゲル法哲学—その成立と構造—』清水正徳・山本道雄訳、福村出版
- Rousseau, Jean-Jacques (1964), *Discours sur l' économie politique (1755)*. In: Rousseau, Jean-Jacques, *Oeuvres complètes. Tome 3*, Bibliothèque de la Pléiade, Galliamrd Paris 1964. ルソー (1951) 『政治経済論』岩波文庫、河野健二訳、岩波書店
- Rousseau, Jean-Jacques (1964a), *Du contrat social (1762)*, In: Rousseau, Jean-Jacques, *Oeuvres complètes. Tome 3*, Bibliothèque de la Pléiade, Galliamrd Paris 1964. ルソー

- (1954)『社会契約論』岩波文庫、桑原武夫・前川貞治郎訳、岩波書店
- Smith, Adam(1976), *The Theory of Moral Sentiments*, edited by D.D. Raphael and A. L. Macfie. Oxford. アダム・スミス (2003)『道德感情論』岩波文庫、上下、水田洋訳、岩波書店
- Smith, Adam (1978), *Lectures on Jurisprudence. Report dated 1766, Lectures on Jurisprudence*, edited by R. L. Meek et al., Oxford 1978. アダム・スミス (2005)『法学講義』岩波文庫、水田洋訳、
- 平子友長(1984)「近代市民社会理論の問題構成」, 佐藤和夫ほか『市民社会の哲学と現代』青木書店
- 平子友長(1991)『社会主義と現代世界』(特に p. 365-372), 青木書店
- 平子友長(1998)「市民社会概念の歴史」『法の科学』第 27 号
- 平子友長(2003)「ステイト・ネイション・ナショナリズムの関係 一つの理論的整理」唯物論研究協会編『唯物論研究年誌』第 8 号
- 平子友長(2004)「グローバリゼーションという現実—哲学に突きつけられた課題—」日本哲学会編『哲学』第 55 号
- 平子友長(2005)「カント『永遠平和のために』のアクチュアリティ」東京唯物論研究会編『唯物論』第 79 号
- 平子友長(2007)「西洋における市民社会の二つの起源」『一橋社会科学』創刊号
- Weber, Max, (1920), *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Tübingen.